

福岡県水素グリーン成長戦略会議
令和5年度福岡県燃料電池トラックの運行に係る環境整備補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡県水素グリーン成長戦略会議（以下「戦略会議」という。）が実施する福岡県燃料電池トラックの運行に係る環境整備補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 現在、物流業界では、CO2排出量の削減が喫緊の課題となっており、走行時にCO2を排出せず、走行距離が長く、充填時間が短い燃料電池トラックへの期待が高まっている。本補助金は、燃料電池トラックの運行に係る環境整備費用を補助することにより、燃料電池トラックの普及促進を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1)「燃料電池自動車」とは、車載タンクに充填された水素と、空気中の酸素の化学反応によって発生する電気を使ってモーターを駆動させ走行する自動車をいう。
- (2)「燃料電池トラック」とは燃料電池自動車であって、貨物自動車運送事業の用に供する自動車をいう。
- (3)「インフラ事業者」とは福岡県内で水素ステーションを運営している者をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の対象者は、福岡県内で水素ステーションを運営しているインフラ事業者、その他これらに準ずるものとして会長の認定を受けたものとし、公募により募集する。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助対象経費となるものは次のとおりとする。

- (1)燃料電池トラックへの充填が可能となる水素ステーションのシステム変更に係る工事費用（福岡県内の水素ステーションに限る）
- (2) その他会長が燃料電池トラックの運行のため環境整備が必要と認めたもの

2 補助上限額は次のとおりとする。

補助上限額 1ステーションあたり150万円以内

(補助金の交付申請等)

第6条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、「福岡県燃料電池トラックの運行に係る環境整備補助金の申請書」（様式1）を会長に提出するものとする。

2 補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税額に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについてはこの限りではない。

(交付決定の通知)

第7条 会長は、前条の規定による交付申請があったときは、県内の燃料電池トラックの普及・運行状況を勘案し、補助対象の採否を決定する。燃料電池トラックの普及・運行状況については聞き取りを行うことがある。

2 会長は、補助金の交付を決定したときは「福岡県燃料電池トラックの運行に係る環境整備補助金決定通知書」(様式第2号)により、不交付を決定したときは「福岡県燃料電池トラックの運行に係る環境整備補助金不交付通知書」(様式第3号)により、交付申請者に通知するものとする。

3 会長は交付の決定にあたっては、前条第2項により補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等相当額を減額するものとする。

4 会長は、前条第2項のただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額について、補助金の額の確定を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

5 会長は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(事業の中止)

第8条 前条第2項の補助金交付決定を受け、補助事業を行う者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業を中止しようとするときは、あらかじめ「福岡県燃料電池トラックの運行に係る環境整備補助金事業中止申請書」(様式第4号)を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告書の提出)

第9条 補助事業者は、事業終了後又は補助金の交付決定に係る事業期間が終了したときは、14日以内に「福岡県燃料電池トラックの運行に係る環境整備補助金実績報告書」(以下「実績報告書」という。様式第5号)を会長に提出しなければならない。様式第5号を提出する際は経費執行状況の根拠資料となるものを添付すること。また根拠資料が提出後に変更となった際はその旨確実に報告すること。

(補助金の額の確定)

第10条 会長は、前条の実績報告書を受領したときは、その内容の審査を行い、補助金の額を確定し、「福岡県燃料電池トラックの運行に係る環境整備補助金確定通知書」(様式第6号)により通知する。

(補助金の請求及び支払い)

第11条 補助事業者は、補助金の確定通知書を受領後、「福岡県水素グリーン成長戦略会議令和5年度福岡県燃料電池トラックの運行に係る環境整備補助金請求書」(以下「請求書」という。様式7号)を会長に提出すること。

2 会長は、前項の請求書を受領後、補助事業者に対して請求書に記載されている指定口座へ確定した補助金を支払うものとする。

(交付決定の取り消し)

第12条 会長は、次の各号に掲げる場合には、補助事業者に対し、補助金の交付決定を取り消し、交付した補助金を返還させることができる。

- (1) 補助事業に関して、会長が提出を求める書類等を期限内に提出しないとき
- (2) 補助事業に関して、提出した書類等に虚偽があるとき
- (3) 補助事業を中止したとき

(補助金の返還)

第13条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、会長が定める期限内に、全額を返還しなければならない。

- (1) 本要綱に違反したとき
- (2) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき
- (3) 実績報告時に提出した根拠資料に変更等があったにも関わらず、報告を怠ったとき

(補助金の経理)

第14条 補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して、前項の収支簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(帳簿書類の検査等)

第15条 会長は、補助事業の適正かつ円滑な実施を図るため、必要に応じて補助事業者に報告を求め、補助事業に係る帳簿及び証拠書類その他必要な物件を検査できるものとする。

(仕入れに係る消費税等相当額に伴う補助金の返還)

第16条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、報告書(様式第8号)により、速やかに会長に報告しなければならない。

- 2 会長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等相当額の全額又は一部の返還を命ずる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月14日より施行する。

様式第 1 号（交付要綱第 6 条関係）

年 月 日

福岡県水素グリーン成長戦略会議会長 殿

申請者 印

福岡県水素グリーン成長戦略会議
令和 5 年度福岡県燃料電池トラックの運行に係る環境整備補助金申請書

福岡県水素グリーン成長戦略会議令和 5 年度福岡県燃料電池トラック運行に係る環境整備補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

なお、補助金の交付決定を受けた後は、福岡県水素グリーン成長戦略会議令和 5 年度福岡県燃料電池トラックの運行に係る環境整備補助金交付要綱の規定に従い、事業を実施します。

記

1 実施水素ステーション

2 交付申請額

助成事業に要する経費	円
助成対象経費	円
補助金の額	円

3 事業の詳細

年 月 日

（申請者）殿

福岡県水素グリーン成長戦略会議会長 印

福岡県水素グリーン成長戦略会議
令和5年度福岡県燃料電池トラックの運行に係る環境整備補助金決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった補助金については、福岡県水素グリーン成長戦略会議令和5年度福岡県燃料電池トラックの運行に係る環境整備補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

1 補助金の交付対象となる箇所及びその内容は、年 月 日付で申請のあった福岡県水素グリーン成長戦略会議令和5年度福岡県燃料電池トラックの運行に係る環境整備補助金交付申請書（以下「申請書」という。）に記載のとおりとする。

2 補助金の額は次のとおりとし、経費の配分は申請書に記載のとおりとする。
但し、事業の内容が変更された場合の補助金の額については、別に通知するところによる。

補助事業全体経費	円
補助対象経費	円
補助金の額	円

3 事業者は、福岡県水素グリーン成長戦略会議令和5年度福岡県燃料電池トラックの運行に係る環境整備補助金交付要綱の定めるところに従わなければならない。

4 交付申請の取り下げを行うときには、交付決定の通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面を提出しなければならない。

様式第3号（交付要綱第7条関係）

年 月 日

（申請書） 殿

福岡県水素グリーン成長戦略会議会長 印

福岡県水素グリーン成長戦略会議

令和5年度福岡県燃料電池トラックの運行に係る環境整備補助金不交付通知書

年 月 日付で交付申請のあった補助金については、福岡県水素グリーン成長戦略会議令和5年度福岡県燃料電池トラックの運行に係る環境整備補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付しないことを決定したので通知します。

記

○不交付理由

様式第4号（交付要綱第8条関係）

年 月 日

福岡県水素グリーン成長戦略会議会長 殿

申請者： 印

福岡県水素グリーン成長戦略会議

令和5年度福岡県燃料電池トラックの運行に係る環境整備補助金事業中止申請書

年 月 日付で交付決定通知があった事業を下記のとおり中止としたいので、福岡県水素グリーン成長戦略会議令和5年度福岡県燃料電池トラックの運行に係る環境整備補助金交付要綱第8条の規定に基づき申請します。

記

○中止の理由

様式第5号（交付要綱第9条関係）

年 月 日

福岡県水素グリーン成長戦略会議会長 殿

申請者： 印

福岡県水素グリーン成長戦略会議
令和5年度福岡県燃料電池トラックの運行に係る環境整備補助金
実績報告書

令和 年 月 日付で交付決定通知があった補助事業について、下記のとおり事業を完了したので、福岡県水素グリーン成長戦略会議令和5年度福岡県燃料電池トラックの運行に係る環境整備補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 事業実施結果

別紙1 実績報告書のとおり

2 経費執行状況

補助事業全体経費	円
補助対象経費	円
補助金の額	円

詳細別紙2の支払明細書のとおり

別紙1（様式第5号関係）

実績報告書

1. 実施水素ステーション

2. 実施内容

3. 実施事業者

4. 期間：令和 年 月 日～令和 年 月 日

5. 備考

支 払 明 細 書

(単位 : 円)

連番	経費区分	内容 (品目・委託内容等)	金 額	支払日	支払先	備考

- * 対応する番号を記した領収書を添付すること。
- * 経費区分ごとに小計欄を設けること。
- * 最後に合計欄を設けること。

年 月 日

（申請者）殿

福岡県水素グリーン成長戦略会議会長 印

福岡県水素グリーン成長戦略会議
令和5年度福岡県燃料電池トラックの運行に係る環境整備補助金確定通知書

年 月 日付で交付の決定をした事業について、年 月 日に提出のあった福岡県水素グリーン成長戦略会議令和5年度福岡県燃料電池トラックの運行に係る環境整備補助金実績報告書兼補助金交付請求書を審査した結果、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるので、福岡県水素グリーン成長戦略会議令和5年度福岡県燃料電池トラック運行に係る環境整備補助金交付要綱第10条の規定に基づき、交付すべき補助金の額を下記のとおり確定します。

記

1. 実施事業

2. 期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日

3. 補助金交付決定額 円

4. 補助金確定額 円

様式第 7 号（交付要綱第 11 条関係）

年 月 日

福岡県水素グリーン成長戦略会議会長 殿

申請者： 印

福岡県水素グリーン成長戦略会議
令和 5 年度福岡県燃料電池トラックの運行に係る環境整備補助金請求書

年 月 日付で補助金確定通知があった、令和 5 年度福岡県燃料電池トラックの運行に係る環境整備補助金について、福岡県水素グリーン成長戦略会議令和 5 年度福岡県燃料電池トラック運行に係る環境整備補助金交付要綱第 11 条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 交付確定額 円

2 今回請求額 円

3 振込先

- ・金融機関名及び支店名
- ・預金種別
- ・口座番号
- ・口座名義（よみがな）

様式第8号（第16条関係）

福岡県水素グリーン成長戦略会議会長 殿

申請者：

福岡県水素グリーン成長戦略会議
令和5年度福岡県燃料電池トラックの運行に係る環境整備補助金
消費税の額の確定に伴う報告書

年 月 日第 号で交付決定のあった標記補助事業について、仕入れに係る消費税等相当額が確定したので、福岡県水素グリーン成長戦略会議令和5年度福岡県燃料電池トラックの運行に係る環境整備補助金交付要綱第16条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金額（会長が確定通知書により通知した額）
- 2 補助金の確定時における仕入れに係る消費税等相当額
- 3 消費税等の額の確定に伴う補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額
- 4 補助金返還相当額（3－2）

（注）1 別紙として積算の内訳を添付すること。（任意の様式）

- 2 課税事業者の場合であっても、単純に補助金の10%相当額が仕入れに係る消費税等相当額としての減額等の対象額ではない。